

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成25年7月12日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 奥山委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 25 年 7 月 12 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 審議案件
教委第 19 号議案 横浜市立学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について
教委第 20 号議案 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は奥山委員がご欠席との連絡を受けております。

初めに会議録の承認を行います。6月14日の会議録の署名者は間野委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回6月28日の会議録については準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

報告させていただきます。市会関係はございませんでした。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/1 第2回全体校長会（保土ヶ谷公会堂）

事務局の関係ですけれども、7月1日に第2回の全体校長会を保土ヶ谷公会堂で開催いたしました。武蔵野大学人間科学部の藤森和美教授のご講演を中心に、学校の緊急支援プログラムについての説明をしていただきました。以上です。

今田委員長 教育長、昨日のサイエンスフロンティア高校で行われた教育再生実行会議の視察のことを少し紹介してください。文部科学省の人もたくさん見えたので。

岡田教育長 昨日の午後になりますけれども、横浜サイエンスフロンティア高校に教育再生実行会議の委員の方と、それを担当している文部科学省の方々、そして高等教育の関係の方々等、大勢の皆さんがお見えになりました。実際の授業の風景と、学校の概要についてご案内し、意見交換も行いました。また、委員長にもご出席いただきました。その中で委員の方々から幾つかご質問いただきまして、私が気になりましたのは、今の、このサイエンスフロンティア高校の取組をどうやって維持していくか。それからもう1点は、教員の育成をどうしていくか。その2点については、ご指摘も受け、ちょうど私たちも今考えているところなので、文部科学省のご支援もいただきながらきちんとやっていきたいと改めて思いました。委員長から何かご感想ありますか。

今田委員長 教育長が言っていたので少しにしますが、とにかくオールジャパンで、科学技術立国というか、サイエンスフロンティア高校をつくるときには国のお金は入らなかったんですけども、今いろいろな角度から注目をされているということで、そういう意味でさすが横浜だなという気持ちを持ちました。一方でまた、今教育長から話があったように、これをどのように維持継続させていくのか。国からの補助が平成26年度で終わりということで、27年度以降どういうふうにある取組をしっかりとやっていくかということが課題ですから、この辺りのところを意識の中に置いていく必要があるかなと思いました。

坂本委員 一つよろしいですか。

今田委員長 どうぞ。

坂本委員 すみません、単なる質問です。講演で緊急支援プログラムとおっしゃったのですが、今こういう議題が校長会が出る経緯というか、実態はどのようなものでしょうか。またその中身は、ほんの一言で結構ですので教えてください。

岡田教育長 今、全国的に学校のいろいろな緊急事態が発生しておりまして、折しも下校の途中で子供が襲われる事件が、ちょうど校長会の前週にございました。また、そもその発端は大阪の池田小学校における侵入者による殺人事件がきっかけだったので、そういう事態になった時に学校がどう対応するか。それから、学校だけでは対応できませんので、緊急事態にどう対応したらいいかということをおアドバイスできるメンバーをサポートで入れています。その支援プログラムというものを横浜市はずっと研究してきました、10年かけてしっかりしたものに作り上げてきましたので、改めて学校長にこういうことがあった時にはこのように対応しましょうと、その支援隊を受け入れた時には、どういうふうに対応するかということも改めて考えてもらいたいということがありまして、この話題にいたしました。

坂本委員 緊急支援というのは、その部分ということですか。

岡田教育長 はい。

坂本委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

今田委員長 それと私からも一ついいでしょうか。昨日のサイエンスフロンティア高校の見学の話ですけども、私も長い間、役所にいました経験でいくと、かつての飛鳥田市長のような頃は、中央からの補助がなかなか来ない時代でした。しかし横浜方式といわれるような、いろいろな方式を編み出して先進的に取り組んでいくと、それを今度、国の方が後追いで見習うというか、国の補助制度が後でできるといったこともありました。やはりそういう部分で最初はなかなか誰も手を差し伸べてくれないけれど、物事が進んでいくと皆が力を合わせて、一緒になってくるといった、世の中にもそういう部分があると思います。最初は産みの苦労みたいなものがある、そのことをある意味で覚悟しつつ、いろいろな取組を積極的にやっていくチャレンジ精神が必要かなと改めて思ったり、過去にもこういうことがあったなあというのをしみじみ思いました。すみません。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第19号議案「横浜

市立学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」、所管課から説明をお願いします。

高橋指導部担当部長

指導部担当部長、高橋でございます。

高橋高校教育課長

高校教育課長、高橋でございます。

高橋指導部担当部長

それでは、教委第19号議案についてご説明を申し上げます。
以前にもご案内のとおり、横浜総合高校につきましては、現在の所在地である中区から南区に移転をするということをごさいます、その移転に伴う期日を定める教育委員会規則の制定をお願いするのがこの案でございます。
詳細につきましては、高校教育課長からご説明申し上げます。

高橋高校教育課長

よろしく願いいたします。まず、教委第19号議案の1枚目をおめくりいただきまして、今部長が申し上げたように提案理由はこちらに記載させていただいております。

もう一枚おめくりいただきまして、3枚目の資料をご覧ください。平成25年2月28日付の市報でございますが、中区から南区に所在地を変更する学校条例の別表の改正につきましては、2月の市会で議決をさせていただいて市報掲載をされております。その施行期日を決めていただくものでございます。

最後の参考資料をご覧ください。横浜総合高校につきましては、南区大岡の旧県立大岡高校の校舎を活用して、耐震補強工事及び総合学科の教育課程に必要な施設整備を行ってまいりました。この5月に工事が完了いたしまして、5月30日に建物の引き渡しを受けております。

その後、現在教室内の機材や什器の整備を行っております。そういった整備を行った後、資料にございますように8月10日から14日の間に、現在の中区の校舎から机や椅子など備品の引越作業を行います。引越作業が終わった後から大岡高校校舎の活用を始めますので、恐縮ですが2枚目、3ページの施行期日を定める規則の本文にお戻りいただきたいと存じます。今申し上げたような経緯から、本文の最後の方でございますけれども、平成25年8月15日から施行するというところでお願いしたく存じます。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

場所を引越するのはもう既成の事実ですし、事務的に着々と進んでいて大変結構だと思うのですが、新しいところへ移るといのはその学校にとって大変なチャンスだと思います。と言いますのは、今までできなかったことができるようになるチャンスなんですね、物理的にまずそれが言えると思います。

それから、ソフトでもそういうものがあると思うのですが、今日ここで伺いたいのはソフトの面まで入ると話が長くなりますから、物理的に移ることによって、教師と生徒、それからその他の地域に改善なりいいことが起こったかということがあったら教えてください。

高橋高校教育課長	実際にはこれから移っていきますが、まず整備内容については学校とずっと調整してまいりました。その中で、相談スペース等は非常に充実させております。横浜総合高校に入学している生徒は、一人一人に寄り添った教育が必要な生徒も多いことがございますので、その際の相談スペースの充実、それからキャリア教育の充実という側面も学校と既に相談しておりまして、今年度から、企業と連携した新しいキャリア教育のプログラムをスタートしておりますので、そういったことも新しい校舎で活用できると存じます。
坂本委員	それは何ですか、スペースを広げるといったものですか。
高橋高校教育課長	いわゆる総合学科にふさわしい、キャリア教育を進めていく上での設備や教室等を充実させていただいているということでございます。また、地域との関連という点では、移転が大岡に決まったときから、弘明寺商店街の方々と連携した文化祭等の催しを行っておりまして、今後も地域の方々と緊密に連携した活動を行っていくように学校も計画しております。 その他にもさまざま、資料でもご覧いただけますが、平面的にはものすごく広がっておりますので、生徒にとっても余裕のある空間になって、落ち着いた学習環境を整えられるのではないかと期待しております。
坂本委員	ありがとうございました。
今田委員長	よろしいですか。はい、どうぞ。
西川委員	いいことがたくさんあると思うのですが、現在普通教室が24教室ですよね。今年度新しいところに行ったときに、普通教室が22教室と減るようですが、その辺りの手当ては大丈夫ですか。
高橋高校教育課長	横浜総合高校は午前・午後・夜間の3部制ですが、必要最低限の教室数は部ごとのものでございますので、それは確保しております。また、移転先には特別教室以外に今よりも広いスペースの多目的室、数ではなくて面積の広い多目的室を充実させておりますので、部ごとの集会であったりとか、あるいは格技室も現在の校舎にはありませんが、そのような学習内容的に充実できるつくりになっておりますので、その点は心配ないと考えております。
西川委員	そうすると、現在は24教室も使っていないということですよ。
高橋高校教育課長	使っていないというか、普通教室としてではなく現在は選択教室みたいな形で使っております。そういった部分は先ほどご説明した多目的教室が今よりも広がっておりますので、用途によってはパーテーションで区切るとかいう工夫も可能です。
今田委員長	よろしいですか。はい。それでは、ご意見等がなければ教委第19号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは原案のとおり承認します。ご苦労様でした。

次に、教委第20号議案「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長、入内嶋でございます。それでは、お手元の資料ご覧ください。教委第20号議案「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について」、提案をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりください。2ページに提案理由がございます。視聴覚教材機材の貸出を受けることのできる団体及びその登録の手續等に関し必要な事項を定めるとともに、横浜市視聴覚センターの所在地の変更に伴う関係規程の整備を図る等のため、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正したいので、ご提案をさせていただきます。

詳しくは担当の課長からご説明申し上げます。

平指導企画課調整担当課長

それではよろしく申し上げます。規則についてご説明させていただきます前に、視聴覚センターについて簡単にご説明をさせていただきます。

視聴覚センターは、社会教育法の第5条第17号により、視聴覚教育に必要な設備、機材の提供などを行うため設置されたものでございます。市立学校や社会教育団体等に著作権の許諾を受けた視聴覚教材の貸出などを行っており、視聴覚教材の利用者は昨年度、延べで約8万5,000人になっております。

それでは資料によりまして説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。平成25年何月何日。横浜市教育委員会委員長。

詳細につきましては、新旧対照表が分かりやすいので、こちらの方で説明をさせていただければと思います。9ページをご覧ください。

9ページでございますが、まず新たに第3条として、使用の制限を設けております。政治、宗教または営利を目的とする使用、その他教育長が不相当と認める使用をしてはならないと新たに規程を設けました。

次に、第4条でございますが、団体の登録でございます。登録に関しまして、諸規程を設けましたけれども、主に第2項のところで、登録を受けようとする団体は、新たに設けました申請書を教育長に提出しなければならないなど規程を設けております。

また、第3項でございますが、登録できる団体として(1)以下に定めております。(1)市内に所在する学校教育法、第1条に規定する学校あるいは児童福祉法に規定する児童福祉施設、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設、また(2)、市内の自治会・町内会、(3)では社会教育関係団体または特定非営利活動法人です。それと(4)では、教育長が認める団体または官公署となっております。

また、第5項でございますように、登録の有効期間を新たに設けました。登録証の交付の日から5年を経過した日の属する年度の末日までが有効期間でございます。

11ページをご覧ください。5年を経過した場合の登録の更新につきまして設けてございます。有効期間の満了日以後も、引き続き視聴覚教材機材の貸出を受けようとする場合は、その登録の更新を受けなければならないなどを設けてございます。

次に12ページをご覧ください。第14条、下の方でございますが、委任規程を設けてございます。必要な事項は教育長が定めるということになっております。

そのすぐ下に、第1号様式として横浜市視聴覚センター利用団体登録申請書を

新たに設けました。

次に、14ページ以降には従前ございました第1号様式を第2号様式に改めまして、表の中に先ほど申しました有効期限を設けてございます。

さらに15ページでは、第2号様式を新たに第3号様式にいたしまして、宛先を教育長にさせていただいたというところでございます。

お手数でございますが、7ページへお戻りいただければと思います。本規程では、施行期日を26年4月1日から施行するという周知期間を設けました。また、経過措置といたしまして、改正前の規則、団体登録証の交付を受けている団体につきまして、改正後の視聴覚教材機材の貸出に関する規則第4条第1項の登録を受けた団体と見なしまして、引き続き5年間の貸出を可能としました。

以上が視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則の案の内容でございますが、最後に、本案につきましては横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づきまして、5月30日から6月28日までの30日間教育委員会のホームページに掲載するとともに、市民情報センターや区広報相談係での閲覧に供しましたほか、現在登録しております約1,900団体に広報紙を郵送いたしまして周知を図りました。そのような形で意見募集を行いましたところ意見はございませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了いたしました。ご質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

私ばかり発言して悪いですけど、よろしいですか。これ前に一度説明を伺ったと思うのですが、事務的な形で忘れてしまった部分もあるので新たな気持ちで拝見します。実はちょっと驚いたのですが、この世の中でこれだけ規制を強化する改正というのは珍しいのではないかと思います。普通、規制緩和の世の中ですので、なるべく供給者が事業者に対して規制を緩和して、使いやすくしよう、それから事業者が使い方に慣れたら前に縛っていたことも縛らなくて済むので、緩和をしようというのが今の世の中の流れだと思うんです。私が今までこういう規則見て、このように変更、改正案の方がびっしり書かれている規則というのは初めて見たような気がするんですね。そういう驚きから、今頃このようなことを言うのは筋違いかもしれないのですけれど、ちょっと教えていただければいいんです。これをひっくり返すつもりではないのですが、この規則の改正は一体何のためかということで、普通は規制緩和は事業者の便宜のため、それから世の中の習熟があったからもうそんな規制は要らない、といったようなことから緩和をするんですね。だけど、これを見ていると明らかに強化で、規制の内容を読んでいまずと何か管理上の、こんなことも以前から決めてなかったのかと思うような、従来の全く事務的な落ち度をこの際直そうということと、もう一つ明らかなのは、貸す方の安全性に配慮をして、貸すことによるミスとかそういうのをとにかく防ごうというのが私は見て取れました。それが誤解だったらお許しいただきたいのですが、仮に第1番目の、余りにも管理にふさわしくない抜け穴だらけの実行不可能な決まりだったというのなら、それはやはり当局が反省して、今回の改正で世の中並みにさせていただきますとそういう反省があるべきなんですね。それから、第2番目の貸すほうの安全サイドといった考慮もあるのであれば、今までこうやってきたことによってこんなに被害を受けました、こんなひどい人がいましたと、そういう嫌というほど被害があつて初めてこれだけの規制が世の中に通るのではないかと思います。私も本当にぱっと見て言っていますのでいろいろ誤解があると思います。遠慮なく指摘してください。ありがとうございます。

した。

入内嶋指導部長

はい。ご指摘ありがとうございます。実はこの規則は、平成6年3月に改正して以来改正してないという現状でございます。以前は、教育文化センターという建物の中にあったわけですが、教育文化センターが使えなくなったということで、その隣の共立関内ビルというところに情報教育担当がおりまして、そのフロアに移したということがございますので、その所在地の変更というのは当然しなくてはいけないというのが1点です。それからもう1点は、坂本委員ご指摘のように、平成6年の改正を最後に、現状にあっていないものをずっとそのままにできてしまったという私どもの反省がございます。他都市の例などを見て、まずは現状に合わせてしっかりと作らなくてはいけないということとか、登録団体が余りに多いのですが、ずっとお使いになってない登録団体もそのままになっていたとか、とにかく現状に合った規則にしなければいけないということでございます。最後に、貸した場合の被害というものは特段ございません。そういうことはございませんので、確かに規制緩和の時代ですけれど、今までしっかりとやってこなかったのかと言われると、それは誠に申し訳ないということでございます。

平指導企画課調整担当課長

補足でございますけれども、従前営利団体が対象外となっていなかったわけですが、営利団体にお貸しして、実は本来お貸しすべき団体、例えば学校とか子供会とかそういうところにお貸しできなかったといったことがありましたので、この機にそこは改めたいということがございます。

坂本委員

そういう理由はね、極めて納得です。本当に使いたい利用者のための改正であれば。ですけれどちょっとこれだけの規制は少し安全・保身というかそういった印象が強いのですが、そうではないんでしょうか。意見を募集して一つの意見も出てこなかったというのは私としては異常ではないかと思えます。私もこれを見て思うところはありますので、一人くらいなぜこんなにきつくする必要があるのかといった意見があってもいいと思えますが。今回は規則の改正を諮られたのでこれ以上はありませんが、やはり委員会に出していただく以上どこの事項をどう変えたというだけではなく、以前説明があったから省略されている部分はあるのかもしれないが、やはり肝心なことは、市民の方のために何を良くしたいから、どれだけ便利にしたいからこう変えたのだ、それから良き市民が悪しき市民から被害を受けたからこう変えたのだと、やはり委員会に出す以上は事前にそういったご紹介があって規則の説明をしていただくと無駄な質問をしなくて済むような気がします。長くなってすみませんでした。

間野委員

事前説明のときにも申し上げましたけれども、本当に行政がこの事業を直営でやるべきかどうかという観点も含めて、中期的にご検討いただいた方がいいのではないのでしょうか。視聴覚教材も日進月歩でどんどん新しくなりますし、もちろん子供会で夏休みに映画会をやるので映写機が必要だとか、古い教材を使える機材がなかなか残っていないので、必要性がないと思いませんけれども、本当に行政が直営でやるべきかどうかということも含めて検討されてはどうかと思えます。

今田委員長

教育長、何かありますか。

岡田教育長

はい。検討させていただきます。今坂本委員からご指摘のあったなぜ変えるの

かということについて説明がなかったのは本当に申し訳なかったのですが、今の規則にある内容がもう全然現状にそぐわないので、本当に借りたい人に貸せる、私たちが貸したい人に使っていただくための改正なので、そこはまずご理解いただきたいと思います。間野委員からのご指摘は、少し時間をかけて検討させていただきます。

今田委員長 間野先生はこれを持つことの是非についてのお話、坂本先生のご質問は、私も見たときに、確かに第3条は制限規程がたくさん並んでいるなという感じを受けました。なぜこうするのかということの説明、今いろいろ質問があった分に対してもう少し適切に答えられるようにしてもらったほうが何かすんと落ちるような気がするんですけども、どうですかね、こちらについてはもう納得はいただけましたか。

坂本委員 時間に制限がございますので、私は結構です。

今田委員長 これは施行が平成26年4月1日からでしょう。だからこれはまだ今日すぐにといい訳でもないでしょうが、この6月28日まで意見聴取して何も意見も出てこなかったから、もうこれで区切りがついて、その最初の委員会に付議してもらったということですか。それはそれで筋が通ってます。

入内嶋指導部長 ご理解いただきたいと思います。

今田委員長 ということで、よろしいですか。

西川委員 すみません。利用団体が、1,900団体、そして8万5,000人が利用ということですが、団体は学校が多いのでしょうか。それとも民間、先ほどの町内会とか、実態としてはどういった場面が多いのでしょうか。

平指導企画課調整担当課長 市民の方のほうが多い状況です。

入内嶋指導部長 学校、幼稚園、子供会、老人クラブ、町内会、自治会という状況です。また、借りるものについてはDVD、それからビデオ、16ミリといった具合です。それらとともに機器も一緒に、スクリーンとかプロジェクターとかも貸出をしておりますので、そういう意味ではニーズがあるということでございます。

西川委員 というと、なおさら間野委員さんがおっしゃったような方向のほうの方がよろしいのかなという私も気がいたします。

今田委員長 そうすると、今後のあり方みたいなものは教育長から話がありましたように別途また検討はする。しかし、規則改正そのものは、1か月間の意見公募も手続上きちんと実行して意見の申出もなかったということで、現状に合わせた格好で改正するということがよろしいでしょうか。説明をする際には、素朴な疑問に対する整理といった意味で、皆さんが意識の中にあるものをもう一度きちんと整理して用意したほうがいいかもしれませんね。そういうことと、今後の問題についてはまた、視聴覚センターを運営していくことがいいのかどうかというのは少し時間

をかけてまた検討するという、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。どうぞ。

坂本委員

委員長が今総括してくださったことで十分なんですけど、ただ一つだけ、現状に合わせてと言われて私も納得せざるを得なかったのですが、本当を言えば現状認識が多分違うんだと思うんですね。皆さんの現状認識と私の世の中に対する現状認識が違うので、そこは現状に合わせるということは悪いことではないのでここで私もこれ以上議論はいたしませんけれど、やはり現状というのを、本当に使用者と貸出者の現状、使っている人の現状、使っている人の手間暇、煩わしさ、そういう現状をしっかりと認識していただきたいということだけ付け加えておきます。委員長が総括された後に付け加えてしまって大変失礼しました。

今田委員長

いえいえ、フォローをしていただいてありがとうございます。それでは、いろいろな意見があったことを踏まえて、今後の問題についてはまた少し内部で議論を深めていただくということにして、本案の規則改正については原案のとおり承認ということでのよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、この案の改正については原案のとおり承認いたします。本日の案件は以上です。その他委員の皆さんから何かございますか。せっくなので私から一つ。今振興基本計画が平成26年度で終えるということで、新しいものの作成の準備など、いろいろなことをやられていると思います。前のときの計画もそうでしたが、プランニングするところは教育政策推進課がやられるんでしょうけれども、是非指導部がそこに深く関わってほしいと思います。やはり学校現場の皆さんの声が反映されて一緒になって作ることが必要だと思います。常に教育政策推進課と指導部が同席をするといった姿勢が示されることは教育委員会の我々としても何かいい意味での安心感を持てる話で、また、それができ上がって学校現場に周知を図る時点でも、指導部も一緒に作ったということの証を是非はっきり見える形をとっていただくのがいいかなと思います。これはまた教育長がいろいろとやっていく中で工夫されると思いますけれども、過去の経験からするとそれは是非、両方の顔があるというような形が分かりやすいかなと思いますので、よろしく願いいたします。だから、指導部としてはそれは教育政策推進課でやっていますから私の方は関係ありませんではなくて、是非我々も席に入れろよという格好でいるのがいいのではないかなと思います。教育長、その辺りまたひとつ内部でよくご検討いただきたいと思います。

事務局から何か報告事項ありますか。

伊東総務課長

はい。7月9日に個人1名から不服申立て及び訴訟等に関する要請書が提出されました。また、10日には教科書・市民フォーラムから、教科書に関する請願書が提出されております。これらの要請書等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会の臨時会は、7月26日、金曜日の午前10時から開催する予定でございますのでよろしく願いいたします。

今田委員長

皆さんよろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は、7月26日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください

い。

これで本日の教育委員会定例会閉会といたします。ご苦労様でした。

[閉会時刻：午前10時39分]